

尾張旭市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用

等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の

一部改正について

討論要旨 川村つよし議員

この議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が一部改正されたことに伴うものです。

この法改正には、22本の法改定が含まれていますが、重大な問題の一つは、マイナンバー制度の拡大を図っていることです。

マイナンバー制度は、プライバシー侵害のリスクが避けられないものです。このため、制度発足以来、社会保障、税、災害対策の3分野に限定して使用し、利用する事務、情報連携も法律で規定し、マイナンバーを含む個人情報の収集・保管は、本人同意があっても禁止してきました。

この考えを、大きく変えて、法改正で、マイナンバー利用の限定を外し、全ての行政分野において利用を推進し、法定事務に準ずる事務や条例で措置した自治体事務は、法律で定めなくても利用できるようにするものです。

マイナンバーの情報連携は、法改正なしに拡大可能としています。

これは、プライバシー侵害の危険性を、さらに高めるもので、認められないと考え、反対討論といたします。